

令和3年度 西伊豆町教育委員会第3回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和3年7月21日（水）13:30～14:04
- 2 場 所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、森本仁子委員、眞野有吏委員、影山やえみ委員  
[事務局：眞野隆弘、石田晃一、土屋千春]
- 4 欠席者 高橋浩委員（職務代理）
- 5 傍聴者 なし

教 育 長：本日の出席者は4名です。過半数に達していますので、ただ今から令和3年度第3回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和3年5月20日開催の第2回定例会の議事録については、私と影山委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教 育 長：ありがとうございました。続きまして、今回の議事録署名委員ですが、眞野委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（眞野委員：了解）

教 育 長：ありがとうございました。それでは、議題に入りますが、第7号議案は、個人の情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

（委員：挙手全員）

教 育 長：挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、第7号議案は秘密会といたします。それでは、第7号議案の「令和3年度準要保護児童生徒の追加認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

眞 野：それでは、第7号議案をご覧ください。こちらは、学校教育法第19条の援助措置規程及び西伊豆町児童生徒就学援助費支給要綱第2条に基づき、就学援助費支給の対象とした準要保護児童生徒として認定してよいか提案するものでございます。提案理由としては、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるためでございます。詳細については、担当の土屋からご説明いたします。

土 屋：資料説明（秘密会により説明内容及び質疑省略）

教 育 長：何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第7号議案「令和3年度準要保護児童生徒の追加認定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教 育 長：挙手全員です。第7号議案については可決されました。これで秘密会の議案が終了しましたので、秘密会を解きます。

（秘密会終了）

教 育 長：続きまして、第8号議案「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程につ

いて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、第8号議案をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号、並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則、第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでございます。提案理由としては、賀茂地区統一の学校処務規程条文及び様式の見直しを行ったことにより、西伊豆町立学校処務規程の一部を改正したいものでございます。詳細については、担当の石田からご説明いたします。

石 田：それでは、説明の方させていただきます。第8号議案、西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。資料ページの新旧対照表をご覧ください。まずは、「私傷病による特別休暇」第21条です。校長及び職員が特別休暇を受ける際の申請や届出の様式が明記されていますが、「書類を」の次に「教育委員会に」を加えます。これは提出先や承認元を教育委員会と明記するためのものです。次に「職務に専念する義務の免除」第27条です。「、臨時的任用職員にあっては様式第46号」を削ります。これは臨時的任用職員も職員と同様の手続きにするためのものです。次に「職務復帰及び復職」第30条です。これは全文改正になります。これは特別休暇を申請する際に、1ヶ月以上90日以下と90日を超えるものそれぞれで必要な提出書類を説明するものです。県教育委員会への報告は90日が基本となっているため、それに合わせた改正です。次に別表第2（第13条関係）です。1校務分掌組織（1）指導部・事務部を「学校経営 教育活動 学校労務 共同学校事務室 その他」に改正、（2）補助機関の「情報セキュリティ委員会」の次に「コンプライアンス委員会」を加えるものです。別表第2の2事務部の項を次のように改めます。これは現状の事務に合わせた改正になります。次に別表第3（第21条関係）私傷病による特別休暇申請時に添付する書類の改正です。次に別表第4（第29条関係）結核による「休職の場合は6ヶ月毎」を「休職の場合は3ヶ月毎」に改めるものです。次からは、様式の改正・追加・削除になります。様式第17号及び様式第17号の2になります。こちらは通知者である学校長の印をなくし、速やかに通知を出すことを目的とした改正になります。次に様式第46号（第27条関係）の様式削除です。これは先ほどご説明しました臨時的任用職員の申請様式が必要なくなったため削除するものです。次に様式第76号（第36条関係）と様式第77号（第37条関係）です。こちらは教育委員会が許可をする欄を加える改正になります。最後に附則です。1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。2 この規程の施行の際、現に旧様式により提出されている願、届等は、この規程及び様式により提出されたものとみなす。3 この規程の施行の際、現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。以上が第8号議案の説明となります。

教 育 長：何かご意見、ご質問はございませんか。賀茂地区で事務を効率よくやるために随時内容を変えています。先生や事務員さんが事務をし易くするための改正です。

石 田：改正内容の一例ですが、生徒を休ませる場合に、早めに対応しなければならないということがあります。校長印が無くても事務手続きだけで早期に対応できるようにするだとか。県の方の手続きが基本となりますが、それに合わせて町の方も事務を改正しなければならないというのが主な理由となります。これは、賀茂郡全体でも同じ改正となります。

教 育 長：3ページの情報セキュリティ委員会のセキュリティは分かるが、コンプライアンス委員会は法律なんか守れということなのか。

石 田：モラル的な部分ですよね。そういったところを遵守させるため、補助機関が必要になるということで明記しております。

教 育 長：それでは、第8号議案「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。第8号議案については可決されました。続きまして、第9号議案「令和2年度西伊豆町教育委員会の自己点検・評価報告書の議会への提出について」を議題といたします。事務局から説明願います。

真 野：それでは、第9号議案をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、議会へ報告したいものでございます。提案理由としては、西伊豆町教育委員会評価委員会から教育委員会に、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に対して、外部の視点から評価した結果が提出されたためでございます。それでは、議案に添付してあります、「令和2年度 西伊豆町教育委員会自己点検・評価報告書(案)」をご覧ください。1ページから8ページにつきましては、前回ご確認をさせていただいておりますが、変更点につきましてご説明させていただきます。まず、1ページをご覧ください。大項目1の「教育委員会の活動」の赤字の部分ですが、小項目の「園・学校訪問」の「点検・評価」欄で「入学(園)式や」を追記させていただきました。こちらは、前回の定例会で修正をさせていただいた箇所になります。続きまして、3ページをご覧ください。大項目3の「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の黄色枠の赤字部分ですが、小項目の「特色ある学習の推進」の点検・評価についてですが、「各中学校では、本物に触れるキャリア教育の一環として、講師を招き講演会を開催しました。」と記載しましたが、令和2年度は実施しませんでしたので、その部分を削除させていただきました。次に「民間連携による学力向上」の点検・評価ですが、「教材について、児童の実態に合わせて」の次に、「継続して」という言葉を追記させていただきました。理由としましては、教材について、児童・生徒に適した教材であるかは、毎年継続して検証する必要があるのではないかと。との意見がございましたので、「継続して」という言葉を追記させていただきました。次に「国際教育・交流の充実」の実現度ですが、「A」から「B」とさせていただきます。理由としましては、コロナ禍でありましたが、「ふるさと・フレンドシップ・キャンプ」や「中学生の台湾との交流事業」など、各種事業が中止になったこ

とから、「B」ではないかとの指摘がございましたので、変更させていただきま  
した。続きまして、4ページをご覧ください。小項目「学校体育、部活動の充  
実」の「点検・評価」の欄ですが、「コロナ禍で」の次に「中体連が中止になる  
など回数は」を追記し、「陸上大会への」の前に「賀茂地区内の」を追記させ  
ていただきました。理由としましては、事務局内で内容を精査し、一部コメン  
トを修正させていただきました。続きまして、5ページをご覧ください。小項目  
「園・学校等の再編」の「点検・評価」の欄ですが、「保護者説明会を5回開催  
し」を「2回」に訂正させていただきました。実際には、町主催の説明会は2  
回でありましたので、訂正させていただきました。続きまして、6ページをご  
覧ください。小項目「指導者の育成・確保」の「点検・評価」の欄ですが、「現  
在はバレーボールの団体が1団体で活動しています。」を「有資格者の育成・確  
保という面においては、活動できている団体が現在はバレーボール1団体とな  
っており、厳しい状況となっております。」に修正をさせていただきました。理由  
としましては、記載内容が分かりにくいとの指摘を受けましたので、修正をさ  
せていただきました。その下の「交流推進体制の整備・支援」の「点検・評価」  
の欄ですが、「年配」という言葉を「高齢者」に訂正し、「体育協会加入団体  
においては、各団体において町民だけによる大会等活動を行っているため補助  
を行いました。」を追記しました。理由としましては、事務局内で内容を精査し、  
一部コメントを修正させていただきました。続きまして、7ページをご覧ください。  
小項目「文化財等の活用」の「点検・評価」の欄ですが、「文化財法」を  
「文化財保護法」に訂正をさせていただきました。その下の「文化財保護思想  
の普及」の実現度ですが、「C」から「B」とさせていただきます。理由とし  
ましては、広報にしいずで無形民俗文化財等をお知らせするなど、町民への周  
知をしているので、「B」で良いのではないかと指摘がございましたので、変  
更させていただきました。続きまして、8ページをご覧ください。3の「教育  
委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の文中、上から4行目の「開講」  
を「開校」に訂正させていただきました。また、その下の5行目の「保護者説  
明会を5回開催し」を「2回」に訂正させていただきました。次に下段の「社  
会教育関連」の文中、「また、町の歴史資料として、指定文化財を取りまとめた  
総覧を作成しました。」を削除し、「また、青少年学習において、わくわく体験  
村、わんぱくクラブ共にコロナ禍で活動できるよう検討し、事業執行できまし  
た。」を追記させていただきました。変更点は、以上でございます。続きまして、  
最終ページの9ページをご覧ください。こちらは、教育委員会の自己点検・評  
価に対して外部の評価委員の皆様からの意見を取りまとめたものになります。  
まず、全体としてですが、「コロナ禍であって思うように事業が出来ない中、実  
施の判断等、適切であったと評価できる。」「コロナ禍により、例年どおりの事業  
がなされない中で、感染予防対策を取りながらの新しいスタイルの取り組みが必  
要となるでしょう。」「コロナの影響で事業や活動を中止せざる場面が多々あつた  
ため、苦労されたことと推察します。コロナの中でも出来る事や可能な方法を模

索すべきと感じた。)、教育委員会の活動としては、「評価どおり円滑に行われている。」「教育委員研修会等が中止された際は、委員間の意見交換等において、より一層の自己研鑽に期待します。」「各種会議の公開やHPでの情報発信に一層努めてほしい。)、教育委員会が管理・執行する事務としては、「問題はなし。)、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務としては、「コロナ禍であって、中学統合がスムーズに行われ、新西伊豆中学校が開校したことは評価できる。」

「小中一貫校の設計業務について、認定こども園先川地区建設案の議会承認を得られなかったことは、残念である。元々同一敷地案から、認定こども園別敷地に変更する過程において、やり方や説明に不足があったのではないかと感じる。子どもたちのためにという共通認識を持って進めていってほしい。」「特色ある学習の推進では、国際教育・交流の充実と併せて、ALTとCIRの活用も考えられます。」「民間連携による学力向上での成果結果を効果的な方法で模索してほしい。」「老朽施設の整備では、新校舎建設が予定されているとは言え、現状では、児童・生徒が利用している以上、安全に支障をきたすことなく、改修・補修をお願いします。」「幼児から小・中・高の児童生徒が地元を愛し、豊かに成長することをサポートすることは勿論であるが、高齢化率50%超えの本町にあっては、生涯学習にも力点を置くべきではないかと考える。」「健康福祉課やまちづくり課等と連携が必要となるが、横断的な事業を企画できないだろうか。町民ハイキングにジオパークや文化財を紹介する、体操教室と健康講座をドッキングさせたものなど。」という意見でございました。以上で説明を終わります。

教育長：何かご意見、ご質問はございませんか。

真野：評価委員さんにつきましては、今年度新たに学識経験者1名と学校の校長先生1名が代わっております。再任の2名と併せて4名の委員で評価していただきました。

教育長：それでは、第9号議案「令和2年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価報告書の議会への提出について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教育長：挙手全員ですので、第9号議案については可決されました。本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもって令和3年度第3回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。